

川崎市市民オンブズマンの勤務日、勤務時間等に関する要綱

〔平成2年9月27日決裁
2川総市第45号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第1条に規定する川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)の勤務日、勤務時間等について、必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 市民オンブズマンの勤務日は、原則として、週3日とする。

2 市民オンブズマンの勤務日の割り振りについては、別に定める。

3 市民オンブズマンの勤務時間は、原則として、勤務を割り振られている日の午前9時から午後4時までとする。

(公務災害等の補償)

第3条 市民オンブズマンの公務災害等の補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)の定めるところによる。

(その他必要な事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月21日から施行する。